

## 300年前の直訴事件と旗本相馬家

～ 旧山崎村百姓衆による幕府への直訴 ～

野田古文書仲間

大澤一秋 今成麗子 加藤貞吉 中村英三郎 畠山幹子 安村日出子  
佐藤和宏 更科陽香 清水昭好 館山誠 田中ひで美  
中島京子 中島義矩 針ヶ谷貴徳 日暮由美子

### はじめに

野田古文書仲間では、平成25年度に野田市郷土博物館所蔵の保木間村寺田家文書「目安下書之写シ」（資料番号7859）の解説に取り組んだ。同史料は、約300年前の山崎村（現在の野田市山崎）で起きた代官による非道を幕府に訴えた訴状の写しを約200年前に保木間村（現在の野田市三ツ堀）の寺田蜜之助<sup>1</sup>が更に写したものである。同史料に記載された代官の非道は、まさにテレビドラマ水戸黄門に登場する悪代官の姿そのままであった。翻刻文と共にその内容と旧山崎村百姓衆による合法的な訴訟活動、さらに旗本相馬家にとっての意味を紹介する。また、古文書を楽しく紹介するために内容の一部の4コマ漫画化にも取り組んだので示したい。

### 1. 目安下書之写シ

「目安下書之写シ」【写真1、2】<sup>2</sup>は、13条のひとつ書きで書かれた縦帳の訴状の写しである。宛先は無く、正徳2年（1712）に写されたと推定され、更に嘉永4年（1851）に写されたものと推定される。（根拠は後述する。）訴状の作成者は山崎村の百姓であることは推定されるが、宛先の記載は無く誰に提出した訴状なのか本史料からは判明しない。

内容は、当時山崎村を知行していた相馬小次郎のぶたね信胤の家臣である代官の非道を13条のひとつ書きに書き連ねたものである。野田古文書仲間が解説し作成した翻刻文を文末に示す。また、「目安下書之写シ」に書かれた代官の非道を要約して以下に示す。



写真 1

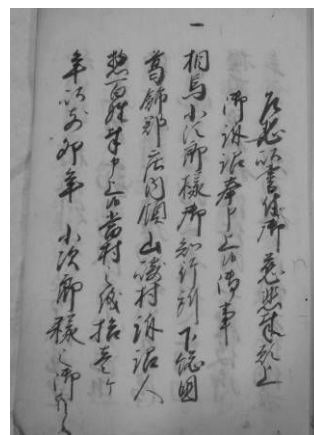


写真 2

<sup>1</sup> 保木間村の百姓と推定される。寺田家は寺子屋を開いていたとの伝承がある。

<sup>2</sup> 野田市郷土博物館蔵

①代官は、山崎村の収穫量が多い良い田畑を選び百姓達に耕作させ、その分の年貢も百姓達全員から収めさせている。さらに、萬屋を営業し色々な品物を売買し、これらの商品の運送を百姓達にやらせている。そのうえ、百姓達が代官の営業する店以外で買い物をしていと知ると手錠や縄を掛けた。【4コマ漫画1】

②山崎村の百姓市右衛門が娘を他村の百姓庄左衛門に嫁がせたところ、代官はその娘を略奪してしまった。これにより市右衛門一家は、代官の權威を笠に着て横暴になり、田畑の植つけを他の百姓の役目に押付けた。異議を申し立てる者は、代官によって座敷牢に入れられまたは、罰金をとられた。

③代官は、殿様（相馬小次郎信胤）への御用金と偽り30両を百姓達に割り掛けて取り立てた。代官は、この御用金30両を村方に貸付10両に付き米8俵の利息を毎年百姓達から取っている。

④代官の妻の叔父の八郎兵衛は、4年前から課役を免除され、その分を他の百姓達が担う破目になっている。

⑤海福寺の境内は大昔から「守護不入」の地で前の領主も決してしなかったのに代官は大木37本を伐採した。

⑥代官は、佐次右衛門の猫が自分の鶏を食べたと言い猫の腹を裂いた。ところが鶏の肉はなく、子猫が3匹でてきた。結果、親猫と子猫合わせて4匹を殺してしまった。【4コマ漫画2】

⑦代官の商売の手代である弥次郎兵衛は、無尽と称して百姓達に無理やり30両を割り掛け集めた。代官の御用金の件（③）も理不尽だが、さらに手代まで同じように理不尽なことをしている。

⑧市右衛門は高30石ほどの百姓だが、代官のお気に入りなので諸役を免れ100石あたり2両の役金も出さず、その分が百姓達に課せられている。

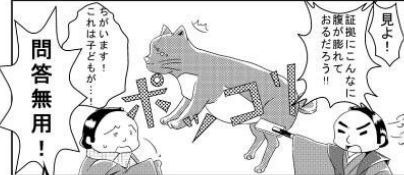


4コマ漫画 1

⑨代官は、兵右衛門の娘を無給で使っていた。年季が明けたので兵右衛門が他の所に奉公に出した。そうしたところ代官は、兵右衛門には縄を掛け、娘には尼になれと強要した。名主や組頭から詫び、娘は許されたが兵右衛門は剃髪された。



⑩御用所である陣屋76坪と家2軒以外の代官の住宅3軒に対して、百姓へ「竹木人足」を負担させる。



⑪弓田村と新宿村に住む代官「一家衆」のための人馬や住宅や船賃なども全て百姓達が負担している。地頭所の御用ならば異議はないが代官の私用なので困っている。



⑫代官の非道のために百姓達は続けていけない訳を柘植清太夫様へお伝えした。そうしたところ取調べて聞き分けられ百姓の願い通り今後代官が村に迷惑をかける



4コマ漫画 2

ないように言いつけられ、代官は陣屋から屋敷に引き上げていた。ところが地頭（領主）の役替えて、柘植清太夫様からの言いつけも放置され、また代官が指図するようになった。この前の恨みで百姓への当りも更に強くなった。そのために名主弥惣兵衛親子が追及のために留置されている。

⑬山崎村の三右衛門の次男源三郎は並ぶものが無いほどの悪人で親子仲は勿論、百姓達も見限っている。ところが、何故か代官妻の一家と仲良くなり代官の威光をかざして親三右衛門の財産を半分以上取り上げてしまった。そのため親三右衛門は村に居づらくなり立ち退きしてしまった。すると代官は長男三郎兵衛を呼び出し親三右衛門が乱心したとする証文を作るようにと命令した。しかし、三郎兵衛が捺印をしなかったところ囚人にして手かせし丸籠に乗せ天下の条目に背いた大悪人のように高札を持たせて村中を引き回した。この件は柘植清太夫様の吟味で無罪釈放となり全て元通りとすることが言い渡された。そこで名主五兵衛と組頭庄左衛門が捺印した証文を提出した。その時に小屋一軒を作ったが外の家は代官の指図と考えられるが作って渡さず定めを破った。三右衛門が追及に合うのではないかと困っている。先達て柘植清太夫様へ申上げて吟味されたが今回役替えになり地頭所では埒が明かず今までどおりで代官・妻親市右衛門一家・お気に入り者ばかりますま

ず栄えて、残りの百姓達は村に住み難く妻子や大勢の者は路頭に立ち命乞いをする事態になってしまう。地頭（領主）に訴えても埒が明かないので、他にどうしようもなく御公儀（幕府）に訴え出た。【4コマ漫画3】

## 2. 他史料に記された本史料による訴えの結末

### 2-1. 寛政重修諸家譜

「目安下書之写シ」による訴えについては、江戸幕府が編纂した諸大名と旗本以上の諸士の系譜集である「寛政重修諸家譜」にも記されている。「寛政重修諸家譜」の相馬家系図の相馬信胤の条によれば、宝永7年（1710）にされた知行地の百姓衆による訴えにより代官は死罪となり主君の相馬信胤は鉄砲玉薬奉行から小普請への役替えとなった。更に、采地400石を削られたうえ残り800石を蔵米取りに改められたことが分かる<sup>3</sup>。

### 2-2. 徳川実紀

徳川幕府の公式記録である「文昭院殿御実紀巻5」にも記されており、それほどの大事件であったことが窺い知れる。「文昭院殿御実紀巻5」宝永7年（1710）2月の条には、鉄砲玉薬奉行の相馬小次郎信胤が知行地の百姓衆に訴えられ、その知行地を召し上げられ、その上、三分の一を減じ蔵米取り800俵となったと記録されている<sup>4</sup>。

### 2-3. 谷上一美家文書

坂東市弓田の谷上一美家に伝わる「安永5年 相馬小次郎家地方知行にされたき願書」によれば、宝永7年（1710）の相馬小次郎知行所である葛飾郡庄内領山崎村での百姓衆との出入が評定所詮議と成り代官は入牢後、同年に牢死したと記されている<sup>5</sup>。



4コマ漫画 3

※ 悪行であるが「活躍」として作者は強調表現している。

<sup>3</sup> 高柳光寿ら編『新訂寛政重修諸家譜第9』(続群書類従完成会、1996) P.11

<sup>4</sup> 丸山次郎郎編『新訂増補・国史大系・徳川実紀第7編』(吉川弘文館、1965) P.85

<sup>5</sup> 岩井市史編さん委員会編『岩井市史 資料 近世編1』(坂東市、1994) P.90

### 3. 旗本相馬家による山崎村の支配の経緯と訴状の作成年代

相馬秀胤<sup>ひでたね</sup>が徳川家康から下総国相馬郡の内に5000石を賜り、二代後の相馬盛胤<sup>もりたね</sup>の死によりお家断絶となっていた<sup>6</sup>。

「安永5年 相馬小次郎家地方知行にされたき願書」によれば將軍社参の時に系図を差し出し高家の家系であることが認められ知行1000石の旗本に取りたてられたとある<sup>7</sup>。

また、「寛政重修諸家譜」の相馬政胤<sup>まさたね</sup>の条によれば、相馬郡の内に1000石の地を給い徳川秀忠に仕えたとある<sup>8</sup>。この時の支配地の一つが弓田村（現在の坂東市弓田）である。

「元禄11年4月 弓田村寺方差出之事」の裏書によれば弓田村が関宿藩領になった元禄11年（1698）は、旗本相馬家の知行から74年目にあたることが書かれている<sup>9</sup>ことから將軍社参とは元和8年（1622）の徳川秀忠によるものと推定される。高家であることを根拠に1000石もの知行を与えられたことも興味深い。

「目安下書之写シ」の冒頭部分には、訴状が書かれた11年前の卯年から山崎村は相馬家の知行地になったことが記されている。干支から判断すれば元禄12年（1699）から相馬家家臣の代官による支配が行われていたと推定される。徳川幕府は、元禄11年（1698）に旗本衆の知行替えを一斉に行っている（元禄地方直）ことからすれば、この時に弓田村から山崎村への知行替えが行われたと推定される。

「文昭院殿御実紀巻5」の記録とこれらのことから訴状原本の書かれた年代は宝永7年（1710）であり、それを何者かが正徳2年（1712）に写し、嘉永4年（1851）に保木間村の寺田蜜之助が更に写したものが「目安下書之写シ」であると推定される。

<sup>6</sup> 高柳光寿ら編『新訂寛政重修諸家譜第9』（続群書類従完成会、1996）P.10

<sup>7</sup> 岩井市史編さん委員会編『岩井市史 資料 近世編1』（坂東市、1994）P.90

<sup>8</sup> 高柳光寿ら編『新訂寛政重修諸家譜第9』（続群書類従完成会、1996）P.10

<sup>9</sup> 岩井市史編さん委員会編『岩井市史 資料 近世編2』（坂東市、1995）P.481

#### 4. 旗本相馬家の系譜

旗本相馬家は平氏良<sup>よしまさ</sup>将流と称し平将門<sup>まさかど</sup>の子孫としている。

相馬家は、鎌倉幕府成立後に千葉

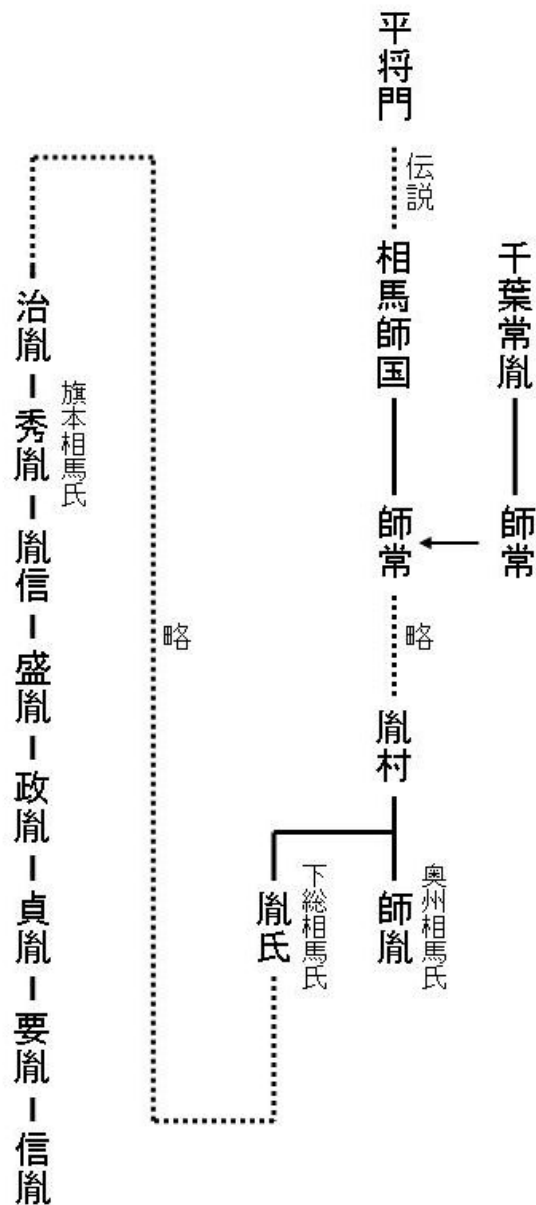
常胤<sup>つねたね</sup>から相馬御厨（現在の茨城県取手市、守谷市、千葉県柏市、流山市、我孫子市あたりにあった荘園）を譲り受け師常が相馬を名乗り相馬家初代となった。更に、鎌倉幕府滅亡後、下総相馬家と陸奥相馬家の二流になった。下総相馬家は豊臣の小田原攻めで改易となり没落した。その後、3項で述べた経緯で江戸初期に知行5000石の旗本相馬家（初代相馬秀胤）として復活した<sup>10</sup>。【系図1】

#### 5. 代官の系譜と山崎村支配

旗本相馬家の知行であった弓田村では、中世からの相馬家家臣の者が代官を務めていた<sup>11</sup>。また、「安永5年 相馬小次郎家地方知行にされたき願書」によれば、將軍社参の時に系図を差し出し、相馬家の地方知行を願い出た者は、同願書を書いた百姓金右衛門の先祖であると同時に同代官の先祖であることが記されている<sup>12</sup>。

平成26年8月4日に実施した野田古文書仲間による坂東市弓田でのフィールドワークによっても、同願書を書いた百姓金右衛門は谷上和泉守の子孫であると伝わっていること

【系図1】



<sup>10</sup> 高柳光寿ら編『新訂寛政重修諸家譜第9』（続群書類従完成会、1996）P.9-11

<sup>11</sup> 岩井市史編さん委員会編『岩井市史通史編』（坂東市、2001）P.436

<sup>12</sup> 岩井市史編さん委員会編『岩井市史 資料 近世編1』（坂東市、1994）P.90

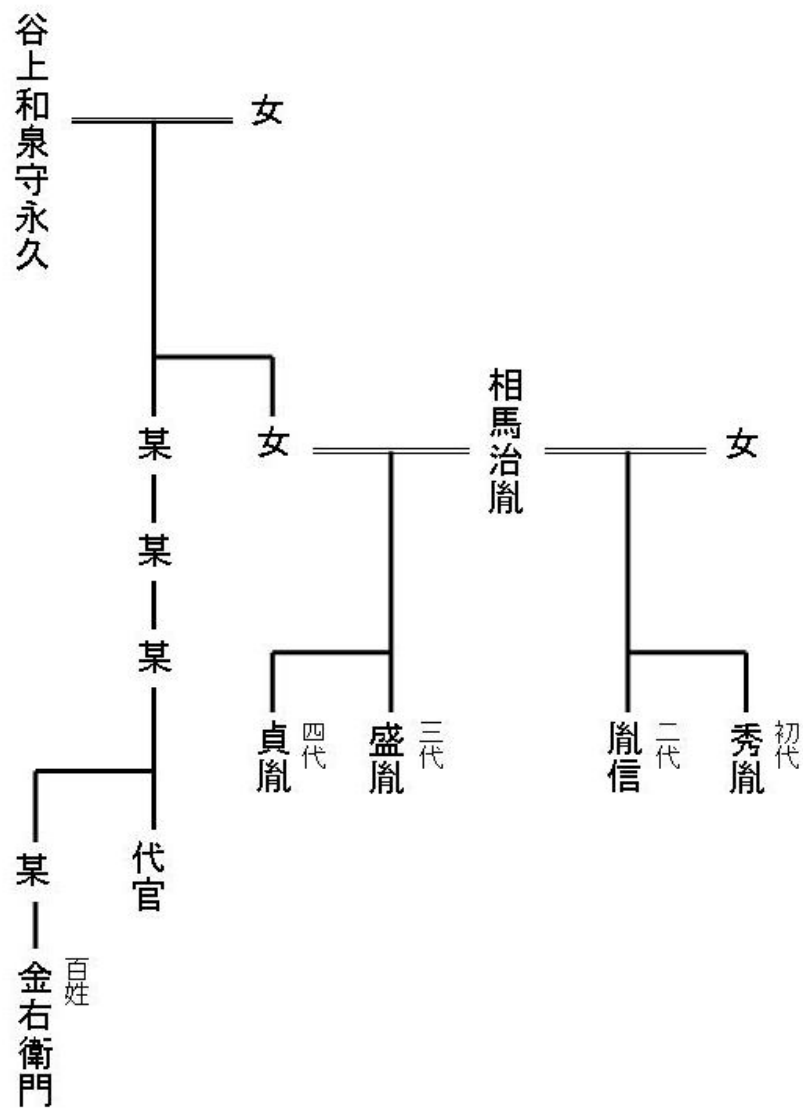
も谷上家の墓石から確認できた。つまり、同代官の先祖である谷上和泉守の功績により一旦は断絶した相馬家の旗本復歸が成されたと推定できるであろう。

さらに、相馬盛胤と政胤の母は家臣谷上和泉守永久の娘であり、相馬家と谷上家は縁戚関係にもあったようである<sup>13</sup>。

フィールドワークでの古老聞き取りによれば、同代官の先祖は平将門家臣の子孫であり、また将門七騎武者の一人であるという伝説も知ることになった。「目安下書之写シ」によれば、山崎村が相馬小次郎信胤の知行となり現地支配に当たった者はやはり同代官であったことが分かる。

つまり、山崎村で現地支配に当たった代官は、伝説ではあるが旗本相馬家に平将門の時代から仕える系譜を持つと共に旗本相馬家の復活の功労者の子孫であるばかりか、旗本相馬家との縁戚関係にもあったのである。【系図2】

【系図2】



<sup>13</sup> 高柳光寿ら編『新訂寛政重修諸家譜第9』(続群書類従完成会、1996) P.10

## 6. 相馬小次郎信胤と柘植清太夫の関係と幕府直訴の経緯

「目安下書之写シ」によれば、山崎村の百姓衆は幕府へ突然直訴したのではなく、その途中過程では柘植清太夫への訴えがあったことが分かる。

「寛政重修諸家譜」の柘植家系図によれば、柘植清太夫とは柘植清太夫<sup>みつさだ</sup>盈貞であると思われる<sup>14</sup>。柘植清太夫盈貞は元禄13年(1700)から將軍外出時の警護などを務めた新番の番士、宝永5年(1708)9月からは新番の組頭の職にあった。また、「寛政重修諸家譜」によれば、相馬小次郎信胤も元禄9年(1696)から宝永6年(1709)8月まで新番の番士の職にあった<sup>15</sup>。つまり二人は同僚または一時期上司部下の関係にあったものと推定される。

これらから推察すると代官の非道に困った山崎村百姓は領主相馬小次郎信胤の上司にあたる柘植清太夫盈貞に越訴し、その内容を聞き分けられ部下である相馬小次郎信胤へ改善の指示もされたのである。しかし、宝永6年(1709)8月の相馬小次郎信胤の鉄砲玉薬奉行への役替えによりうやむやになったものと思われる。そこで、幕府への直訴に至ったことが分かる。

当時、代官の非道があった場合、越訴は違法では無かった<sup>16</sup>。「目安下書之写シ」では、代官の非道を領主に訴えても埒が明かないとしており、手順を踏んだ上で最終手段として幕府への直訴に至ったものであることが分かる。「徳川実紀」には愁訴と記されていることから山崎村の百姓衆の状況が窺い知れる。

野田古文書仲間での解読途中では、単なる悪代官事件として認識していた。しかし、関連史料を交えた解釈を行ったところ領主として家臣である代官の監督を怠っている相馬小次郎信胤の姿勢にも問題があることが分かって来た。その背景には、5項で述べた旗本相馬家と代官先祖の縁戚関係、並びに代官先祖が果たした旗本相馬家の再興への貢献があったのであろう。

## 7. 旗本相馬家のその後

「目安下書之写シ」に記された訴えにより、代官は評定所で詮議を受け、更に旗本相馬家は家臣の不始末により知行地を召し上げられ三分の一を減じて蔵米取り800俵の小普請に役替えもされてしまった<sup>17</sup>。

その後、「安永5年 相馬小次郎家地方知行にされたき願書」によれば、代官の甥である弓田村の百姓金右衛門がまたもや安永5年(1776)の將軍社参を機会と捉え旗本相馬家を知行取りに復活させようと思い出ていることが分かる<sup>18</sup>。しかし、その後旗本相馬家が

<sup>14</sup> 高柳光寿ら編『新訂寛政重修諸家譜第9』(続群書類従完成会、1996) P. 283

<sup>15</sup> 高柳光寿ら編『新訂寛政重修諸家譜第9』(続群書類従完成会、1996) P. 11

<sup>16</sup> 保坂智著『百姓一揆と義民の研究』(吉川弘文館、2006) P. 260

<sup>17</sup> 丸山次郎ら編『新訂増補・国史大系・徳川実紀第7編』(吉川弘文館、1965) P. 85

<sup>18</sup> 岩井市史編さん委員会編『岩井市史 資料 近世編1』(坂東市、1994) P. 90



知行取りに復活することは無く明治維新を迎えることになったようである。

## おわりに

今回、野田古文書仲間では訴状なら何か面白いことが書いてありそうだという動機で「目安下書之写シ」を解読学習教材として選んだ。読み進む毎にテレビドラマ水戸黄門に登場する悪代官話の様な内容に毎回大いに盛り上がりながら約1年間の解読学習を楽しく進めることが出来た。更に、相馬小次郎信胤の墓所がある守谷市海禅寺を訪問し信胤の墓石【写真3】をお参りし将門七騎武者の墓石【写真4】にもお参りした。その足で現地古老聞取りをしてみたところ偶然にも代官までもが平将門の家臣の子孫であるという伝説にも触れ驚嘆したことが思い出される。



写真 3

単に古文書を解読するだけではなく、関係地の現地視察や関連史料の調査により古文書解読学習が更に楽しいものになると言う実感を野田古文書仲間全員が共有出来た1年間であった。

尚、本史料紹介は野田古文書仲間という万年初心者グループが古文書解読学習の面白さを表現するためにまとめたものである。従って、多少の間違いや誤解もあるかも知れない。ご容赦頂きたい。

## 謝辞

今回、野田古文書仲間解読成果をまとめるにあたり、少しでも楽しいものに出来ないものかと思案し、内容の一部を4コマ漫画で表現することにした。そこで市内在住のイラストレーター岡野香里氏に4コマ漫画化をお願いし、快諾頂き実現することが出来た。更に、米沢市上杉博物館の佐藤正三郎学芸員（野田古文書仲間名誉顧問）にはお忙しい中、本論考を草稿段階でチェック頂き専門家視点でのアドバイスを多数頂いた。佐藤氏にはアドバイスを頂きながら我々の未熟さから十分に反映が出来なかったことをお詫びすると共に、両氏には紙上を借りてお礼申し上げたい。



写真 4

## 追記

本稿執筆後、本解読成果を元に、平成27年4月と5月には、旧山崎村に位置する南部梅

郷公民館をはじめ、野田市郷土博物館近くの野田公民館において野田古文書仲間自主活動として手作りのパネル展示を開催し、多くの市民にご観覧いただいた。更に、ケーブルテレビ（JCOM 様）の取材を毎回受け番組内で市民活動として紹介もされた。

一方、野田市郷土博物館の収蔵資料に関する解読成果にも関わらず、同館と一体運用がされている野田市市民会館を会場としたパネル展示の開催がコスト面の制約から実現できなかったことは心残りである。しかし、今回、同館紀要の場を使って市民への解読成果の還元が出来たことは喜ばしい限りである。

#### 《参考文献》

- (1) 高柳光寿ら編『新訂寛政重修諸家譜第9』(続群書類従完成会、1996)
- (2) 丸山次郎ら編『新訂増補・国史大系・徳川実紀第7編』(吉川弘文館、1965)
- (3) 岩井市史編さん委員会編『岩井市史 資料 近世編1』(坂東市、1994)
- (4) 岩井市史編さん委員会編『岩井市史 資料 近世編2』(坂東市、1995)
- (5) 岩井市史編さん委員会編『岩井市史通史編』(坂東市、2001)
- (6) 保坂智著『百姓一揆と義民の研究』(吉川弘文館、2006)

#### 《写真・画》

- 写真1： 目安下書之写シ 表紙(野田市郷土博物館蔵)
- 写真2： 目安下書之写シ 1ページ目(野田市郷土博物館蔵)
- 写真3： 相馬小次郎信胤墓地での集合写真(守谷市海禅寺)
- 写真4： 将門七騎武者墓地(守谷市海禅寺)
- 4コマ漫画1：代官の萬屋経営(画：岡野香里氏)
- 4コマ漫画2：猫の腹裂き事件(画：岡野香里氏)
- 4コマ漫画3：百姓継続できず(画：岡野香里氏)